

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4か月以内に、市に意見書を提出することができます。

2026年（令和8年）1月19日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ディオ福山南店

所在地 福山市川口町四丁目1103番地1 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	代表者	住所	備考
大黒天物産株式会社	大賀 昭司	岡山県倉敷市西中新田297番地1	

（変更後）

名称	代表者	住所	備考
大黒天物産株式会社	大賀 昌彦	岡山県倉敷市西中新田297番地1	代表者変更

3 変更の年月日

2025年（令和7年）7月2日

4 変更する理由

小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

2026年（令和8年）1月9日

6 縦覧場所及び縦覧期間

（1）縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

（2）縦覧期間

2026年（令和8年）1月19日から2026年（令和8年）5月19日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2026年（令和8年）5月19日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課